

山形県環境アドバイザー派遣要綱

(目的)

第1条

本事業は、学校、公民館、中小企業及び住民団体等（以下「団体等」という。）が主催する環境問題・環境保全に関する講演会、学習会等に対し、講師、指導者等（以下「環境アドバイザー」という。）を派遣することにより、環境教育・環境学習の機会を県内全域に広げ、環境についての理解と認識を深めるとともに、自主的な環境保全活動を推進することを目的とする。

(対象)

第2条

環境アドバイザーの派遣の対象となるものは、主として、山形県民を対象とし、山形県内で実施される環境問題・環境保全に関する講演会、学習会とする。

なお、原則として受講者は概ね10人以上とし、政治、宗教及び営利を目的としないものとする。

(環境アドバイザーの選任)

第3条

山形県環境科学研究センター所長（以下「所長」という。）は、学識経験者等の中から環境アドバイザーを選任し、委嘱する。

(環境アドバイザーの派遣)

第4条

所長は、原則として予算の範囲内で講師謝金、旅費を負担して環境アドバイザーを派遣する。

(環境アドバイザー派遣の申請)

第5条

環境アドバイザーの派遣を受けようとする団体等は、様式第1号による申請書を原則として1か月前までに直接又は各総合支庁保健福祉環境部環境課を経由して、所長に提出するものとする。

(環境アドバイザー派遣の決定及び通知)

第6条

所長は、前条の申請があったときは、所要の審査を行い、環境アドバイザーの派遣の可否及び派遣するアドバイザー名（派遣を可とした場合）を団体等に通知するものとする。

(実績報告)

第7条

環境アドバイザーの派遣を受けた団体等は、事業の実施結果についてすみやかに、様式第2号による実績報告書を所長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。